

各 位

高鍋信用金庫
理事長 井手口 健二

個人情報漏えい等のお詫び

このたび当金庫において、定期積金回収証書及び金銭消費貸借契約証書の紛失により、下記の通り個人情報の漏えい等が発生したことが判明いたしました。

このような事態が発生し、お客様に多大なご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないよう、真摯に反省し、職員教育を含めた個人情報管理を徹底し、再発防止とおお客様の信頼回復に全力で努めてまいります。

記

1. 個人情報漏えい等の経緯

監査部の佐土原支店における営業店監査において、8月27日に中途解約処理を行った分の「定期積金申込書(兼印鑑票)」、「定期積金回収証書」及び「定期積金明細照会票」が行方不明であることが判明しました。その後営業店内を徹底して捜索いたしましたが発見出来ず、担当者が不要書類等の整理を行った際に誤ってシュレッダーにて裁断処理してしまったものと思われま。解約されたお客様に対しては事情を説明するとともに、お詫び申しあげ、ご理解を頂ました。

契約後の債権関係書類については、営業店で実行後本部融資部にて保管することとなっておりますが、西都支店において7月8日実行分の「しんきん個人ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)」、「重要事項に関する確認書(消費者ローン用)」及び「個人情報の取り扱いに関する同意書」が本部に未着であることが判明いたしました。営業店内を徹底して捜索いたしましたが発見出来ず、担当者が誤ってシュレッダーで裁断処理してしまったものと思われま。ご契約頂いたお客様に対しては事情を説明するとともに、お詫び申しあげ、ご理解を頂ました。

2. 漏えい等の判明日

平成20年10月22日

平成20年11月 7日

3. 漏えい等の件数

2件

4. 被害

被害・二次被害とも現状はございません。将来的にも可能性は低いと思われま。

5. 再発防止策

定期積金回収証書の再確認につきましては、「新約解約取引明細日報」にて毎日チェックし「回収証書枚数記録表」に記入することとします。さらに1カ月分を綴り込む際にも同記録表にて再度枚数を確認することとします。債権書類管理につきましては、営業店における受付から本部送付までを体系的な処理とするとともに、実行後は10日以内に本部へ送付すること及び本部も未着書類一覧表の作成を現在の月1回から2回とし早急に本部に送付する体制を強化します。

なお、2件ともにシュレッダーにて誤って処分してしまった可能性が非常に高いことから、不要書類等のシュレッダー処分については、翌日に複数人にて行うこととしました。

本件 に関するお問い合わせ	
高鍋信用金庫	コンプライアンス室
フリーダイヤル	0120 - 920 - 820
〃	0120 - 960 - 905
受付日時	12月26日(金)～1月15日(木)
	午前9時から午後5時
	(土・日・祝日は除きます。)